

平成29年度(2017年度)和歌山市中小企業融資制度一覧表

制度名	融資対象	貸付限度	資金使途	貸付期間	返済方法	保証人	利率	保証料	担保	受付機関(申込先)
普通事業資金 (保証協会付)	一般枠 中小企業者	8,000万円以内	運転資金 設備資金 返済資金 <small>ただし返済資金は融資申込時において、和歌山市中小企業融資制度に係る借入金残高があり、その借入金を返済しようとする方に限る</small>	運転資金 7年以内 <small>(うち、据置6か月以内可)</small>	元金均等分割返済	信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	年1.9%以内	0.45%～1.90% <small>(責任共有制度)</small>	信用保証協会所定の条件による	融資の申込については、下記の取扱金融機関に直接お申込みください。
	まちなか枠 まちなか* ¹ に事業所を新設* ² される中小企業者			設備資金 返済資金 10年以内 <small>(うち、据置1年以内可)</small>				0.45%～1.90% <small>(責任共有制度) 保証料の1/2を市が補助</small>		
小口応援資金 (保証協会付)	一般枠 小規模企業者(従業員20人以下、商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)の場合は5人以下)	1,250万円以内 <small>ただし、保証協会の保証付融資残高も含めて合計1,250万円以内であること</small>	運転資金 設備資金 返済資金 <small>ただし返済資金は融資申込時において、和歌山市小口応援資金(旧：小口零細企業支援資金を含む)に係る借入金残高があり、その借入金を返済しようとする方に限る</small>	運転資金 返済資金 7年以内 <small>(うち、据置1年以内可)</small>	元金均等分割返済	信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	年1.0%以内	0.50%～2.20% <small>(責任共有制度対象外)</small>	信用保証協会所定の条件による	
	まちなか枠 まちなか* ¹ に事業所を新設* ² される小規模企業者(従業員20人以下、商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)の場合は5人以下)			設備資金 10年以内 <small>(うち、据置1年以内可)</small>				0.50%～2.20% <small>(責任共有制度対象外) 保証料の1/2を市が補助</small>		
起業家支援資金 (保証協会付)	一般枠 ①事業を営んでいない個人で1か月以内(注1)に創業する具体的な計画を有する方 ②事業を営んでいない個人で2か月以内(注1)に会社を設立し、創業する具体的な計画を有する方 ③事業を開始した以後の期間が5年未満の個人 ④設立の日以後の期間が5年未満の会社 <small>(注1)「認定特定創業支援事業」※の支援を受けた場合は、6か月以内 ※「認定特定創業支援事業」とは、市の創業支援事業計画に基づく継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識が身につく事業をいう。</small>	1,000万円以内 <small>ただし、認定特定創業支援事業の支援を受けた場合は、1,500万円以内</small>	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金 10年以内 <small>(うち、据置1年以内可)</small>	元金均等分割返済	信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	年1.0%以内	1.00% <small>(責任共有制度対象外) 保証料初年度分(1年分)を市が補助</small>	不要	
	まちなか枠 上記①から④までのいずれかの条件を満たす方で、まちなか* ¹ に事業所を新設* ² される方							1.00% <small>(責任共有制度対象外) 保証料の1/2を市が補助</small>		
セーフティネット資金 (保証協会付)	「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号」の規定に基づく特定中小企業者として市長の認定を受けた方	3,000万円以内	運転資金 設備資金 返済資金 <small>ただし返済資金は融資申込時において、和歌山市緊急経営対策資金、景気対応緊急資金、またはセーフティネット資金に係る借入金残高があり、それらの借入金を返済しようとする方に限る</small>	運転資金 7年以内 <small>(うち、据置1年以内可)</small>	元金均等分割返済	信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	年1.1%以内	第1～6号 0.90% <small>(責任共有制度対象外)</small>	信用保証協会所定の条件による	
		設備資金 返済資金* 10年以内 <small>(うち、据置1年以内可) ※返済資金の場合、保証協会所定の事業計画書の添付が必要。</small>	第7.8号 0.80% <small>(責任共有制度)</small>							
セーフティネット対象外資金 (保証協会付)	最近3か月の平均売上高または平均売上総利益が、過去3か年のいずれかの同期に比して5%以上減少している方	3,000万円以内	運転資金 設備資金	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	元金均等分割返済	信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	年1.4%以内	0.45%～1.90% <small>(責任共有制度)</small>	信用保証協会所定の条件による	

※「小口応援資金」及び「起業家支援資金」については、特定事業を行う特定非営利活動法人(NPO法人)は、保証制度の定めによりご利用になれません。
 ※制度共通事項として、融資申込日現在において、市内で事業を営んでおり(起業家支援資金は、和歌山市内で新たに事業を開始しようとする方を含む。)、市税を完納していることが必要になります。
 ※全制度融資枠は、予算の範囲内とし、融資枠に達し次第締め切ります。
 ※金融機関、保証協会による金融審査がありますので、無条件に融資が受けられるというわけではありません。